

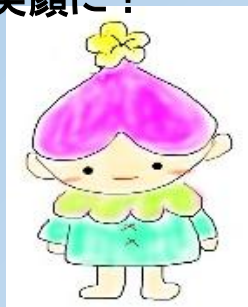
小諸市

ファミリーサポートセンター

の手引き



人と人をつなぎ、子どもに笑顔を！
育児にがんばるあなたも笑顔に！
みんなに笑顔を！
子どもは宝！
未来を担う！



小諸市ファミリーサポートセンター

小諸市ファミリーサポートセンターは 子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)が会員として登録し、子育ての相互援助活動を行う会員組織です。

会員の条件

依頼会員 ・小諸市在住又は 小諸市内に勤務している人で生後6ヶ月～小学校卒業までの子どもさんの保護者

提供会員 ・小諸市内又は近隣に在住している人で20歳以上の、心身ともに健康で乳幼児及び児童の保育に熱意のある人、自宅で子どもを預かることや 保育園、放課後 児童施設などへ送迎ができる人

両方会員 ・依頼、提供会員の両方をできる人

入会の手続き

センターに入会しようとする人は、所定の申込用紙を提出してください。提供会員と両方会員は、相互援助活動に関する講習を受けていただきます。依頼会員は審査で認められた後、更に提供会員及び両方会員は上記講習を受講後、会員証を交付します。

退会の手続き

センターを退会する際には、会員証をセンター事務局まで返還してください。

登録している子どもが小学校卒業になった依頼会員は自動的に退会となります。この場合、両方会員は提供会員となります。

具体的援助内容

- * 保育園・幼稚園・小学校の帰宅後の預かり
- * 保育園・幼稚園・小学校が休みの時の預かり
- * 保護者の短時間・臨時的就労の時の預かり
- * 保護者の求職活動中の預かり
- * 保護者の冠婚葬祭による外出時の預かり
- * 保護者の外出、他の子どもの学校行事等の時の預かり
- * 保護者の急用時の預かり
- * 下の子どもさんの出産時の預かり
- * 開始前また終了後、保育園、学校、塾等への送迎

子どもさんは、原則提供会員の自宅でお預かりします。必ず安全が確保できる場所で会員同士の合意があれば、他の施設利用も可能です。(依頼会員宅含)

このほかにもセンターで認める範囲内での援助を行いません。

援助が必要になったら

- ① 依頼会員はセンターに連絡してください。
- ② センターは、提供会員に活動を打診し、調整が成立したら依頼会員に紹介します。
- ③ 依頼会員は提供会員に連絡し、事前打ち合わせの内容を決め、それをセンター事務局にお知らせください。
- ④ 事前打ち合わせは子どもと一緒にいきます。
提供会員と子どもさんが慣れておくとその後の活動がスムーズに行えます。「事前打ち合せ書」を持参し提供会員に渡し、安心安全な活動が行われるよう十分話合ってください。
- ⑤ 援助活動を行なってください。
- ⑥ 援助活動が終わったら、提供会員は「月報 活動報告書」を活用するなどし、伝達情報や気付いた事項、及び費用の記録に努めてください。(忘備目的)
- ⑦ 依頼会員は報酬を提供会員にお支払いください。
- ⑧ 提供会員は1ヶ月分の上記情報を「月報 活動報告書」にまとめ、依頼会員の確認署名及び捺印を得てください。
- ⑨ 提供会員はその「月報 活動報告書」を2部コピーしてください。(センターに提出頂ければコピーします。)
- ⑩ コピーの1部は依頼会員へ、もう1部はセンターへ提出してください。(センターでコピーした場合は、依頼会員の提出はセンターで対応します。)

活動の流れ

- ⑥活動の記録
- ⑨月報コピー
- ⑩月報提出

- ③事前打合せ日程調整
- ⑤援助活動
- ⑦報酬の支払い
- ⑧月報発行・確認



利用料の基準

- 1 援助活動の利用料金の基準は次の通りです。

月曜日～金曜日 午前7時～午後7時まで	1時間あたり800円
土曜日、日曜日、祝日 年末年始(12/29～1/3) 及び 上段時間外	1時間あたり900円

- 2 1回の援助活動時間が1時間以内の場合は、1時間の利用料金とします。
- 3 援助時間を延長した場合は、30分以内は上記表の半額とし、30分以上1時間以内までは1時間とみなします。
- 4 送迎を伴う活動の場合は、提供会員が自宅を出てから自宅にかえるまでが活動時間となります。
- 5 兄弟姉妹を一緒に預ける場合は、2人目から利用料金が半額となります。
- 6 取消料については、次の通り依頼会員が提供会員に支払ってください。
- * 前日までの取り消し…無料
 - * 当日の取り消し……………利用額の半額
 - * 無断取り消し……………全額
- 7 原則として、食事(ミルク)・おやつ・おむつ等は依頼会員が用意してください。提供会員に費用の負担をかけた場合は、その費用を提供会員に支払ってください。
- 8 援助活動中、公共交通機関・タクシー等、及び提供会員の自家用車を利用した場合は実費とし、その費用を提供会員に支払ってください。

補償保険制度

全会員は安全管理に最大限のご尽力をお願いします。
事故の責任は基本的には会員の責任となりますので十分な注意をお願いします。

但し、もしもの事態に備え、センターでは以下3つの団体保険に加入しております。

- ・依頼子ども傷害保険
- ・提供会員傷害保険
- ・賠償責任保険



依頼子ども傷害保険

会員の子どもが、保育サービスを受けている間に事故によって障害を被った場合、保育サービス提供者の過失の有無にかかわらず補償するものです。

[補償例]

- ・子どもが階段から落ち、けがをした。

[対象とならない主な傷害]

- ・急激かつ偶然な外来の事故ではないもの
(靴ずれ、しもやけ、日焼け、日射病など)
- ・故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるもの
- ・脳疾患、疾病または失神喪失によるもの
- ・菌性食物中毒(賠償責任保険については提供会員が調理した食物が原因である場合など、提供会員自体に過失がある場合に適用されます。)
- ・地震、噴火などによるもの

	補償額	備考
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 12万円～ 300万円	事故日より180日以内に生じた 後遺傷害
入院(1日 あたり)	3,000円	事故日より180日以内の入院でか つ180日が限度
手術	30,000円 (入院中) 15,000円 (それ以外)	事故日より180日以内に受けた 手術で1回の手術に限る
通院(1日 あたり)	2,000円	事故日より180日以内の通院で かつ90日が限度

提供会員傷害保険

提供会員が、センターの斡旋による保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と保育を受ける子ども宅や 保育所等の往復途上(自宅と通常の経路)において障害を被った時に補償するものです。

事由	補償額	備考
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 20～500万円	事故日より180日以内に生じた後遺障害
入院(1日あたり)	2,000円	事故日より180日以内の入院でかつ180日限度
手術	20,000円(入院中) 10,000円(それ以外)	事故日より180日以内に受けた手術で1回の手術に限る
通院(1日あたり)	2,000円	事故日より180日以内の通院でかつ90日限度

賠償責任保険

提供会員が、保育サービス提供中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負った場合に負担する賠償金等を保証するものです。

事由	担保限度額(補償額)
対人・対物補償 (1事故につき)	2億円
初期対応費用	1,000万円
訴訟対応費用	1,000万円
受託者賠償責任保険	10万円

対人補償は、サービス提供会員の同居親族は不担保。
依頼子どもは担保。

相互援助活動は会員同士の合意(自由意志)に基づく契約(準委任契約*)行為となります。賠償保険の適用外の事故による損害については、会員間において解決しなければならず、サポートセンターや市は責任を負いません。

* 準委任契約…事実行為(この場合は保育)について委任すること。

特別な場合

インフルエンザ・感染性胃腸炎等の場合

集団感染や感染拡大を引き起こすことのないよう、下記のいずれかに該当する場合、医師により伝染の恐れが無いと認められるまでは、援助活動や利用ができません。

- 1 依頼会員のお子さんかその同居者または提供会員本人かその同居者が、インフルエンザや感染性胃腸炎等の診断をされているか、その症状（38度以上の発熱・鼻水・鼻づまり・のどの痛み・咳などの症状や嘔吐・下痢）がある場合
- 2 会員と同居のお子さんの在籍する学校・保育園・幼稚園等が休園、休校あるいは学級閉鎖の場合（お子さん自身に症状がなくても援助活動や利用ができません。）

悪天候や災害等の場合

台風や大雪、災害など危険が予想される時の活動は、提供会員の負担が大きくなることや子どもの安全を考え、判断してください。（警報が出た場合は原則中止）その際の当日キャンセル料は発生しないこととします。

会員同士で連絡がつかない場合、センター事務局が判断し活動を中止する事もありますのでご了承ください。（その際は緊急連絡先へ連絡させていただく場合もあります。）

会員の心得

ファミリーサポートセンターの活動は、雇用関係ではなく会員同士の助け合いの場です。お互い気持ちよくサポートし合えるよう、次のことを守りながら利用しましょう

- 1 お互いのプライバシーは守りましょう。
- 2 約束した時間は必ず守りましょう。(開始・終了時間)
- 3 センター事務局への連絡なしに、会員同士で交渉を行わないでください。センター事務局への活動依頼及び援助活動の報告書の提出のない援助活動については、補償保険は適用されません。
- 4 依頼やキャンセルについてやむを得ず会員同士で連絡を取り合った場合は、依頼会員が事務局に必ず連絡を入れてください。(受付時間外は留守番電話での対応になります。)

依頼会員へ

- * 定期的な依頼であっても、月毎の受付が必要です。前の月の20日頃までに連絡をお願いします。
- * お子さんの受け渡しは、必ず大人から大人へお願いします。お子さんが留守番している自宅へお迎えに行ったり保護者不在の留守宅へ送り届けたりすることはできません。
- * 園や放課後児童施設、習いごと等への送迎を依頼する場合は、送迎先にファミリーサポートセンターの提供会員が送迎する旨連絡してください。
- * 利用料の支払いは、直接提供会員に渡してください。
- * 依頼した援助内容以外の援助は要求しないでください。会員同士の助け合いですから、過度の負担を求めることはやめましょう。

提供会員へ

- * 1対1の活動なので、子どもから常に目を離さないようにしてください。
- * 安全チェックリストにより、常に子どもの安全を確認してください。
- * 保育のための特別な部屋を用意する必要はありませんが、子どもが手に触れ、口に入れたら危ないと思われるもの、貴重品等は手の届かない所に置く等事前に点検してください。
- * 相互援助活動中は、会員証を携帯してください。
- * 事前打ち合わせの際に確認した内容以外の活動をする場合(例:公園への外出など)は、必ず依頼会員の承諾を得てください。
- * 小学校入学前のお子さんを送迎する際は、必ずチャイルドシートを使用してください。
(後部座席に設置してください)
- * 活動中に事故が発生した場合は、「事故発生時対応マニュアル」に従って冷静な対応をお願いします。



Q&A

Q1、子どもを預かってくれる人はどんな人になりますか？

A、 会員同士、活動の前に顔合わせをします。
会場はセンターで、センター職員も同席可能です。

Q2、送り迎えの料金はいくらですか？

A、 距離や車種により異なりますので、一律に決めることは難しく会員間で御相談の上、実費での精算をお願いします。

Q3、預かった子どもが、もし事故にあったら？

A、 まずは、適切な救急処置をしてください。必要に応じ救急車を呼んでください。
並行しセンター及び依頼会員にご連絡をしてください。
後処理は、会員相互間におき解決するよう、お願いします。
団体保険の手続きのために、センター職員が聞き取りを行うことがありますので、御協力をお願いします。

Q4、センターの休日設定はどのようになっていますか？

A、 裏表紙に記載の通りですが、非常時(停電、火災、災害)にやむなく閉所する場合は、ホームページなどで広報します。

Q5、外国語は話せるが、日本語の不得意な子どもは
預かってもらえますか？

A、提供会員が了解する場合は可能です。
お互いの意思疎通程度は、事前打合せ等の際に
ご確認ください。

Q6、インフルエンザ等の感染症に感染した子どもの
預かりは可能ですか？

A、不可能です。医師の指示された治癒後日数経過
してから援助活動をしてください。



【お問合せ先】

小諸市社会福祉協議会

〒384-0006 小諸市与良町6-5-1

TEL:0267-31-5093

FAX:0267-31-5094

メール:famisuppo@k-syakyo.org

ホームページ:

http://www.k-syakyo.org/?page_id=6935

開所時間:月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

土・日・祝日・年末年始はお休みです。

